

楠葉生涯学習市民センターの利用制限緩和について（6月17日更新）

平素より、生涯学習市民センターをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
本市では、6月1日から段階的に施設利用を再開していますが、引き続き一定の遵守事項を設けた上で、7月1日から、原則としてすべての諸室を再開することとします。

●再開するサービス

6月15日（月）から	諸室（ホール・音楽室・窓のない部屋 以外）の利用 料理室は料理・飲食以外での利用は可 ただし、諸室の利用は定員のおおむね 3分の1以内 とする
7月1日（水）から	全室、湯沸室の利用 飲食可（対面は不可） ただし、諸室の利用は定員のおおむね 2分の1以内 とする
	ロビー（無料開放部屋含む）の利用 ただし、座席の間隔を広げ、対面を避けることとし、引き続き 備品の貸出は中止
	イベント利用の予約（諸室でのイベント利用は 10月1日（金） から）

※今後の情勢に応じて、条件を緩和することもあります。

※各センターの諸室の定員については、下記の「各センターの利用可能な部屋及び定員」を参照してください。

●諸室のキャンセル・還付について

6月15日以降の利用分における6日前からの予約取消しについては利用料金を徴収します。

6月14日までの予約キャンセル分は、6月20日以降に使用料を還付させていただきます。

還付の際は、センター使用許可書（兼領収書）と印鑑を窓口にご持参ください。

●利用の制限

諸室を利用される場合は、以下の遵守事項をお守りください。

- ・利用者はマスクを着用したままで活動すること。
- ・利用者の中に発熱、せきなど風邪のような症状のある人がいないこと。
- ・施設の利用前後に石けんによる手洗いをを行うこと。
- ・各部屋の定員は、6月中は3分の1以下、7月以降は2分の1以下とする。

各所室の利用可能な部屋及び定員については別表のとおり。

- ・利用者同士の密集を避け、直接接触する行動をしないこと。
- ・おおむね30分ごとに部屋の換気を行うこと（扉・窓を開放）。

●その他

- ・施設利用の前後に上記の遵守事項をチェックシートで確認し、署名をいただきます。

（別途、シートをワードで添付）

- ・午前10時、午後2時、午後7時に館内放送等で遵守事項を周知します。

・原則として備品の貸し出しは、利用者が消毒清掃作業を行う場合に限り貸し出しを行います（消毒液等を設置）。

※ドアノブ等の消毒清掃作業については施設管理者側で対応します。

●楠葉生涯学習市民センターの利用可能な部屋及び定員

部 屋 名	通常の定員（人）	6月利用	7月1日以降の利用
		定員の1/3（人）	定員の1/2（人）
第1集会室	50	16～17	25
第1和室	30	10	15
保 育 室	20	6～7	10
第4集会室	20	6～7	10
録 音 室	3	利用不可	1～2
美 術 室	30	10	15
料 理 室	25	8～9 料理不可	12～13
第5集会室	50	16～17	25
視 聴 覚 室	70	利用不可	35
音 楽 室	50	利用不可	25
第2集会室	20	6～7	10
第3集会室	30	10	15
第2和室	20	利用不可	10
大集会室	100	利用不可	50